

○佐倉市下水道条例施行規則(案) (昭和四十八年六月二十日規則二十一号)

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、佐倉市下水道条例(昭和四十二年佐倉市条例第十三号の二。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(排水設備等の接続方法)</p> <p>第二条 条例第三条及び第四条に規定する排水設備の接続方法は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 汚水を排除するための排水設備は、汚水ますのインバート上流端の接孔と、管底高とにくいちがいの生じないよう、かつ、ますの内壁に突き出さないよう差し入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。</p> <p>二 雨水のみを排除するための排水設備は、雨水ますの取付管の管底高以上の箇所に、所定の孔をあけ、ますの内壁に突き出さないよう差し入れ、その周囲をモルタルで埋め内外面の上塗り仕上げをすること。</p> <p>三 取付けますは、排水設備と公共下水道取付管との接続箇所に設け、その位置は排水設備義務者の土地に接する車道を除く公道部分とする。ただし、市長が施行上やむを得ないと認めた場合は、その位置を指定するものとする。</p> <p>(排水設備の構造基準)</p> <p>第三条 排水設備の構造基準は、法令の規定によるほか、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 水洗便所、台所、浴場及び洗濯場等の汚水流出箇所には防臭装置を取付けること。</p> <p>二 防臭装置の封水が、サイホン作用又は逆流によつて破られるおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。</p> <p>三 台所、浴場及び洗濯場等の汚水流出口には塵芥その他固形物の流下をとめるために有効なストレーナーもしくは、幅一センチメートル以下の格子又は金網を設けること。</p> <p>四 排水管の土かぶりは、公道内では七十五センチメートル以上、私道内では四十五センチメートル以上(幅員が四メートル以上の私道にあつては、七十五センチメートル以上)宅地内では、二十センチメートル以上を標準とすること。</p> <p>五 地下室その他、下水の自然流下が充分でない場所における排水は、ポン</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、佐倉市下水道条例(昭和四十二年佐倉市条例第十三号の二。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(排水設備等の接続方法)</p> <p>第二条 条例第三条及び第四条に規定する排水設備の接続方法は、次の各号によらなければならない。</p> <p>一 汚水を排除するための排水設備は、汚水ますのインバート上流端の接孔と、管底高とにくいちがいの生じないよう、かつ、ますの内壁に突き出さないよう差し入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。</p> <p>二 雨水のみを排除するための排水設備は、雨水ますの取付管の管底高以上の箇所に、所定の孔をあけ、ますの内壁に突き出さないよう差し入れ、その周囲をモルタルで埋め内外面の上塗り仕上げをすること。</p> <p>三 取付けますは、排水設備と公共下水道取付管との接続箇所に設け、その位置は排水設備義務者の土地に接する車道を除く公道部分とする。ただし、市長が施行上やむを得ないと認めた場合は、その位置を指定するものとする。</p> <p>(排水設備の構造基準)</p> <p>第三条 排水設備の構造基準は、法令の規定によるほか、次の各号によらなければならない。</p> <p>一 水洗便所、台所、浴場及び洗濯場等の汚水流出箇所には防臭装置を取付けること。</p> <p>二 防臭装置の封水が、サイホン作用又は逆流によつて破られるおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。</p> <p>三 台所、浴場及び洗濯場等の汚水流出口には塵芥その他固形物の流下をとめるために有効なストレーナーもしくは、幅一センチメートル以下の格子又は金網を設けること。</p> <p>四 排水管の土かぶりは、公道内では七十五センチメートル以上、私道内では四十五センチメートル以上(幅員が四メートル以上の私道にあつては、七十五センチメートル以上)宅地内では、二十センチメートル以上を標準とすること。</p> <p>五 地下室その他、下水の自然流下が充分でない場所における排水は、ポン</p>

プ施設を設けて行なうこと。この場合におけるポンプ施設は、下水が逆流しないような構造のものであること。

六 水洗便所のための洗浄装置は、次の表に定める。

種別	一回の洗浄水量	洗浄管の内径
小便器	三リットル以上	十二ミリメートル以上
大便器	十二リットル以上	三十二ミリメートル以上

七 排水管である構造部分の次に掲げる箇所には、ますを設けること。

ア 排水管の始点、集合もしくは屈曲箇所、又は内径、勾配もしくは材質の異なる接続箇所。ただし、排水管の清掃に支障のないときは、その箇所に応じて枝付管、又は曲管等を用い又は掃除口を設けて、これに代えることができる。

イ 排水管の延長が、その内径の百二十倍をこえない範囲内において、排水管の清掃上適当な箇所

八 ますは、排水管の内径及び埋設深度等に応じ、排水管の清掃に支障のない大きさとすること。

(排水設備等の確認申請)

第四条 条例第五条各項の規定による届け出に際しては、設計書、案内書、平面図及び構造図を添付するものとする。

2 前項の平面図は、縮尺二百分の一とし、次の各号に掲げる表示をするものとする。

- 一 申請地の境界、面積、申請地付近の道路及び公共下水道施設の位置
- 二 建物の区画、台所、水洗便所及び浴室、その他排水施設の位置
- 三 管渠の配置、形状寸法及び勾配
- 四 縦断面の縮尺は、横二百分の一とし縦は二十分の一とする。

(総代人の選定)

第五条 条例第五条の規定による届け出で、排水設備を共同で設置する場合は、総代人を選定し、市長に届け出なければならない。

(悪質下水の届け出)

第六条 条例第十一条の規定による悪質下水の排除の開始等の届け出は、悪質下水排除開始(再開)届によらなければならない。

(除害施設工事の検査等)

第七条 悪質下水除害施設の工事が完了したときは、工事完了の日から五日以内に市長に届け出て検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査の結果、合格していると認められるときは、検査済証

プ施設を設けて行なうこと。この場合におけるポンプ施設は、下水が逆流しないような構造のものであること。

六 水洗便所のための洗浄装置は、次の表に定める。

種別	一回の洗浄水量	洗浄管の内径
小便器	三リットル以上	十二ミリメートル以上
大便器	十二リットル以上	三十二ミリメートル以上

七 排水管である構造部分の次に掲げる箇所には、ますを設けること。

ア 排水管の始点、集合もしくは屈曲箇所、又は内径、勾配もしくは材質の異なる接続箇所。ただし、排水管の清掃に支障のないときは、その箇所に応じて枝付管、又は曲管等を用い又は掃除口を設けて、これに代えることができる。

イ 排水管の延長が、その内径の百二十倍をこえない範囲内において、排水管の清掃上適当な箇所

八 ますは、排水管の内径及び埋設深度等に応じ、排水管の清掃に支障のない大きさとすること。

(排水設備等の確認申請)

第四条 条例第五条各項の規定による届け出に際しては、設計書、案内書、平面図及び構造図を添付するものとする。

2 前項の平面図は、縮尺二百分の一とし、次の各号に掲げる表示をするものとする。

- 一 申請地の境界、面積、申請地付近の道路及び公共下水道施設の位置
- 二 建物の区画、台所、水洗便所及び浴室、その他排水施設の位置
- 三 管渠の配置、形状寸法及び勾配
- 四 縦断面の縮尺は、横二百分の一とし縦は二十分の一とする。

(総代人の選定)

第五条 条例第五条の規定による届け出で、排水設備を共同で設置する場合は、総代人を選定し、市長に届け出なければならない。

(悪質下水の届け出)

第六条 条例第十一条の規定による悪質下水の排除の開始等の届け出は、悪質下水排除開始(再開)届によらなければならない。

(除害施設工事の検査等)

第七条 悪質下水除害施設の工事が完了したときは、工事完了の日から五日以内に市長に届け出て検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査の結果、合格していると認められるときは、検査済証

を交付する。

(排水設備等の工事の施行)

第八条 排水設備等の新設等の工事は、当該工事について技能を有する者として、市長が指定した者（以下「指定排水設備工事業者」という。）が施行するものとする。

2 指定排水設備工事業者は、工事施行前に工事材料の検査を受け、かつ、第四条の規定により確認を受けた書類に基づき、工事を施行しなければならない。

(排水設備等の工事の検査)

第九条 指定排水設備工事業者が、当該工事を完了したときは、工事の完了した日から使用材料を記入した完工図を添えて、五日以内にその旨を市長に届け出て検査を受けなければならない。

2 前項の検査に合格したときは、市長は当該排水設備等の新設等を行なった者に対し検査済証を交付する。

(水道水以外の汚水排除量の認定)

第十条 条例第十三条第二項に規定する水道水以外の水を使用したときのその汚水量の認定は次の各号に定めるところによる。

一 水道水以外の水を家事にのみ使用する場合については、世帯人口一人につき、一か月八立方メートルの汚水の排除量とみなす。

二 前号の場合において、水道水を併用しているときは、前号の規定により算出した量の二分の一をもつて、その排除量とみなす。

三 水道水以外の水を家事以外に使用されるもの、並びに家事及び家事以外に使用されるものについては、世帯人口、業態、揚水設備、使用状況、その他の事実を考慮してその排除量を認定する。

四 動力式揚水設備によるものについては、条例第十三条第二項の一に規定する計量のための装置によるほか、必要に応じ前号に定める世帯人口、その他の事実を考慮してその汚水量を認定する。

五 動力式揚水設備を備え、営業の用に供するものについて、市長が必要があると認める場合は、計量装置を取り付け、その数値により使用水量を算定する。この場合において、使用者は、設置された装置を善良な管理者の注意をもつて保管しなければならない。

(中途使用等の場合の使用料の算定方法)

第十一条 条例第十三条第三項に規定する使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合の使用料の算定方法は、同条第一項及び条例第十三条の二第一項の規定にかかわらず、市長があらかじめ定め

を交付する。

(排水設備等の工事の施行)

第八条 排水設備等の新設等の工事は、当該工事について技能を有する者として、市長が指定した者（以下「指定排水設備工事業者」という。）が施行するものとする。

2 指定排水設備工事業者は、工事施行前に工事材料の検査を受け、かつ、第四条の規定により確認を受けた書類に基づき、工事を施行しなければならない。

(排水設備等の工事の検査)

第九条 指定排水設備工事業者が、当該工事を完了したときは、工事の完了した日から使用材料を記入した完工図を添えて、五日以内にその旨を市長に届け出て検査を受けなければならない。

2 前項の検査に合格したときは、市長は当該排水設備等の新設等を行なった者に対し検査済証を交付する。

(水道水以外の汚水排除量の認定)

第十条 条例第十三条第二項に規定する水道水以外の水を使用したときのその汚水量の認定は次の各号に定めるところによる。

一 水道水以外の水を家事にのみ使用する場合については、世帯人口一人につき、一か月八立方メートルの汚水の排除量とみなす。

二 前号の場合において、水道水を併用しているときは、前号の規定により算出した量の二分の一をもつて、その排除量とみなす。

三 水道水以外の水を家事以外に使用されるもの、並びに家事及び家事以外に使用されるものについては、世帯人口、業態、揚水設備、使用状況、その他の事実を考慮してその排除量を認定する。

四 動力式揚水設備によるものについては、条例第十三条第二項の一に規定する計量のための装置によるほか、必要に応じ前号に定める世帯人口、その他の事実を考慮してその汚水量を認定する。

五 動力式揚水設備を備え、営業の用に供するものについて、市長が必要があると認める場合は、計量装置を取り付け、その数値により使用水量を算定する。この場合において、使用者は、設置された装置を善良な管理者の注意をもつて保管しなければならない。

(中途使用等の場合の使用料の算定方法)

第十一条 条例第十三条第三項に規定する使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合の使用料の算定方法は、同条第一項及び条例第十三条の二第一項の規定にかかわらず、市長があらかじめ定め

た隔月の一の定例日（以下「定例日」という。）から次の定例日までの二月内において、次の各号に定める公共下水道の使用期間（以下「使用期間」という。）の区分に応じ、当該各号に定める月分の使用料とし、第三項に定める基本使用料及び第四項に定める超過使用料の合計額に百分の百五を乗じて得た額とする。ただし、当該百分の百五を乗じて得た額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 一 使用期間が三十一日以下 一月分
- 二 使用期間が三十二日以上 二月分

2 前項に規定する使用期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 定例日の翌日以降に使用を開始し、次の定例日まで使用を継続している場合 使用を開始した日から起算し、次の定例日までの期間
- 二 定例日まで使用を継続し、その翌日から次の定例日の前日までに使用を休止し、又は廃止した場合 定例日の翌日から起算し、使用を休止し、又は廃止した日までの期間
- 三 定例日の翌日以降に使用を開始し、次の定例日の前日までに使用を休止し、又は廃止した場合 使用を開始した日から起算し、使用を休止し、又は廃止した日までの期間

3 使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合における基本使用料は、次の表に定める使用期間及び使用者が排除した汚水の量の区分に応じ、同表に定める額とする。

使用期間	使用者が排除した汚水の量	基本使用料
十五日以下	五立方メートル以下	条例第十三条第一項第一号に規定する基本使用料の〇・五 月分に相当する額
	五立方メートルを超え十立方メートル以下	条例第十三条第一項第一号に規定する基本使用料の額
十六日以上三十一日以下	十立方メートル以下	条例第十三条第一項第一号に規定する基本使用料の額
三十二日以上四十六日以下	十五立方メートル以下	条例第十三条第一項第一号に規定する基本使用料の一・五 月分に相当する額

た隔月の一の定例日（以下「定例日」という。）から次の定例日までの二月内において、次の各号に定める公共下水道の使用期間（以下「使用期間」という。）の区分に応じ、当該各号に定める月分の使用料とし、第三項に定める基本使用料及び第四項に定める超過使用料の合計額に百分の百五を乗じて得た額とする。ただし、当該百分の百五を乗じて得た額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 一 使用期間が三十一日以下 一月分
- 二 使用期間が三十二日以上 二月分

2 前項に規定する使用期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 定例日の翌日以降に使用を開始し、次の定例日まで使用を継続している場合 使用を開始した日から起算し、次の定例日までの期間
- 二 定例日まで使用を継続し、その翌日から次の定例日の前日までに使用を休止し、又は廃止した場合 定例日の翌日から起算し、使用を休止し、又は廃止した日までの期間
- 三 定例日の翌日以降に使用を開始し、次の定例日の前日までに使用を休止し、又は廃止した場合 使用を開始した日から起算し、使用を休止し、又は廃止した日までの期間

3 使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合における基本使用料は、次の表に定める使用期間及び使用者が排除した汚水の量の区分に応じ、同表に定める額とする。

使用期間	使用者が排除した汚水の量	基本使用料
十五日以下	五立方メートル以下	条例第十三条第一項第一号に規定する基本使用料の〇・五 月分に相当する額
	五立方メートルを超え十立方メートル以下	条例第十三条第一項第一号に規定する基本使用料の額
十六日以上三十一日以下	十立方メートル以下	条例第十三条第一項第一号に規定する基本使用料の額
三十二日以上四十六日以下	十五立方メートル以下	条例第十三条第一項第一号に規定する基本使用料の一・五 月分に相当する額

	十五立方メートルを超え二十立方メートル以下	条例第十三条第一項第一号に規定する基本使用料の二月分に相当する額
四十七日以上	二十立方メートル以下	条例第十三条第一項第一号に規定する基本使用料の二月分に相当する額

	十五立方メートルを超え二十立方メートル以下	条例第十三条第一項第一号に規定する基本使用料の二月分に相当する額
四十七日以上	二十立方メートル以下	条例第十三条第一項第一号に規定する基本使用料の二月分に相当する額

4 使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合における超過使用料は、次の各号に掲げる使用期間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

4 使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合における超過使用料は、次の各号に掲げる使用期間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 使用期間が三十一日以下 使用者が排除した汚水の量に応じ、条例第十三条第一項第二号に規定する表を適用し、算定した額
- 二 使用期間が三十二日以上 使用者が排除した汚水の量は各月等量（一月分の汚水の量に一立方メートル未満の端数を生じたときは、当該端数をいずれか一方の月の汚水の量に加えるものとする。）とみなし、当該各月の汚水の量に応じ、条例第十三条第一項第二号に規定する表を適用し、算出した額の合計額

- 一 使用期間が三十一日以下 使用者が排除した汚水の量に応じ、条例第十三条第一項第二号に規定する表を適用し、算定した額
- 二 使用期間が三十二日以上 使用者が排除した汚水の量は各月等量（一月分の汚水の量に一立方メートル未満の端数を生じたときは、当該端数をいずれか一方の月の汚水の量に加えるものとする。）とみなし、当該各月の汚水の量に応じ、条例第十三条第一項第二号に規定する表を適用し、算出した額の合計額

（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設）

第十一条の二 条例第十四条の四第三号（条例第十四条の七において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める排水施設及び処理施設（これらを補完する施設を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
- 二 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流化する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
 - イ 下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第六条に規定する基準
 - ロ 大腸菌が検出されないこと。
 - ハ 濁度が二度以下であること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第二号ロ及びハに規定する基準は、下水道法施行規則（昭和三十二年建設省令第三十七号）第四条の三第二項の規定に基づき国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないように講ずる措置)

第十一条の三 条例第十四条の四第五号(条例第十九条の二において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める措置は、排水施設及び処理施設(これを補完する施設を含む。以下この条において同じ。)について次項に規定する耐震性能を確保するために講ずるべき措置として次に掲げる措置とする。

- 一 排水施設又は処理施設の周辺の地盤(埋戻し土を含む。次号及び第四号において同じ。)に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは碎石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- 二 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- 三 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- 四 前三号に掲げるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、次項に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

2 耐震性能は、重要な排水施設(地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設又は破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、若しくは復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設(これらを補完する施設を含む。)をいう。以下この項において同じ。)及び処理施設については次に掲げるとおりとし、重要な排水施設以外の排水施設については第一号のとおりとする。

- 一 レベル一地震動(排水施設及び処理施設の供用期間に発生する確率が高い地震動をいう。)に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。
- 二 レベル二地震動(排水施設及び処理施設の供用期間に発生する確率が低いが、大きな強度を有する地震動をいう。)に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

(排水管の内径及び排水渠の断面積の数値)

第十一条の四 条例第十四条の五第一項（条例第十九条の二において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める数値は、排水管の内径にあつては百ミリメートル（自然流下によらない排水管にあつては、三十ミリメートル）とし、排水渠の断面積にあつては五千平方ミリメートルとする。

（占用許可の手續）

第十二条 条例第十七条（**第十九条の二において準用する場合を含む。**）の規定による占用許可願を提出するときは、次の書類を添付しなければならない。変更及び廃止の場合も同様とする。

- 一 占用の位置及び付近を表示した図面
- 二 工作物を設置しようとするときは、その設計書及び図面
- 三 下水道敷の占用が、隣接の土地又は家屋所有者に利害関係があると認められるものは、隣接土地又は家屋所有者の同意書

（減免申請）

第十三条 条例第十九条の規定による減免は、次の各号に掲げる場合にする。

- 一 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害を受けて支払が困難と認められるとき。
- 二 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の適用を受けている者であるとき。
- 三 その他、特に市長が認めた場合

2 前項に該当するもので減免を受けようとするときは、その旨を市長に申請しなければならない。

（様式）

第十四条 条例及びこの規則を施行するに必要な文書の様式は、別表に掲げるとおりとする。

別表

様式番号	名称	根拠条文	提出部数
様式第一号	排水設備新設等確認（変更）申請書	条例 第五 条	一
様式第二号	総代人選定（変更）届	規則 第五 条	一
様式第三号	排水設備等工事竣工届	条例 第六 条	一
様式第四号	排水設備検査済証	条例 第六 条 二項	
様式第五号	下水道使用（開始、所有者名義変更、廃止、使用者変更、再開、中止、用	条例 第十 条	一

（占用許可の手續）

第十二条 条例第十七条の規定による占用許可願を提出するときは、次の書類を添付しなければならない。変更及び廃止の場合も同様とする。

- 一 占用の位置及び付近を表示した図面
- 二 工作物を設置しようとするときは、その設計書及び図面
- 三 下水道敷の占用が、隣接の土地又は家屋所有者に利害関係があると認められるものは、隣接土地又は家屋所有者の同意書

（減免申請）

第十三条 条例第十九条の規定による減免は、次の各号に掲げる場合にする。

- 一 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害を受けて支払が困難と認められるとき。
- 二 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の適用を受けている者であるとき。
- 三 その他、特に市長が認めた場合

2 前項に該当するもので減免を受けようとするときは、その旨を市長に申請しなければならない。

（様式）

第十四条 条例及びこの規則を施行するに必要な文書の様式は、別表に掲げるとおりとする。

別表

様式番号	名称	根拠条文	提出部数
様式第一号	排水設備新設等確認（変更）申請書	条例 第四 条	一
様式第二号	総代人選定（変更）届	規則 第五 条	一
様式第三号	排水設備等工事竣工届	条例 第六 条	一
様式第四号	排水設備検査済証	条例 第六 条 二項	
様式第五号	下水道使用（開始、所有者名義変更、廃止、使用者変更、再開、中止、用	条例 第十 条	一

	途変更) 届		
様式第六号	悪質下水排除開始(再開) 届	条例第十一 条	一
様式第七号	悪質下水排除廃止(休止) 届	条例第十一 条二項	一
様式第八号	悪質下水の除害施設工事竣工届	規則第七 条一項	一
様式第九号	悪質下水除害施設工事検査済証	規則第七 条二項	
様式第十号	納入通知書	条例第十二 条二項	
様式第十一号	下水道使用料(占用料) 減免申請書	規則第十三 条二項	一
様式第十二号	臨時排水量の申請書	条例第十二 条四項	一
様式第十三号	製水業等汚水排除量申告書	条例第十三 条二項三 号	一
様式第十四号	下水道使用行為(変更) 許可申請書	条例第十五 条(条例第十 九条の二に おいて準用 する場合を 含む。)	一
様式第十五号	下水道占用物件(変更、廃止) 許可 願	条例第十七 条(条例第十 九条の二に おいて準用 する場合を 含む。)	二

	途変更) 届		
様式第六号	悪質下水排除開始(再開) 届	条例第十一 条	一
様式第七号	悪質下水排除廃止(休止) 届	条例第十一 条二項	一
様式第八号	悪質下水の除害施設工事竣工届	規則第七 条一項	一
様式第九号	悪質下水除害施設工事検査済証	規則第七 条二項	
様式第十号	納入通知書	条例第十二 条二項	
様式第十一号	下水道使用料(占用料) 減免申請書	規則第十二 条二項	一
様式第十二号	臨時排水量の申請書	条例第十二 条四項	一
様式第十三号	製水業等汚水排除量申告書	条例第十三 条二項三 号	一
様式第十四号	下水道使用行為(変更) 許可申請書	条例第十五 条	一
様式第十五号	下水道占用物件(変更、廃止) 許可 願	条例第十七 条	二